

令和5年度板橋区立こぶし保育園の指定管理者及び管理運営業務に係る評価結果について

1 指定管理者

- (1) 名称 労働者協同組合ワーカーズユープ・センター事業団
- (2) 所在地 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル
- (3) 指定期間 平成27年4月1日から平成37年（令和7年）3月31日

2 施設概要

- (1) 施設名 板橋区立こぶし保育園
- (2) 所在地 板橋区坂下三丁目10番G-109号
- (3) 開設 平成17年6月1日
- (4) 設置目的 保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る。
- (5) 建物概要 鉄骨鉄筋コンクリート造8階建、保育所使用部分1階（乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室、調理室等）、2階（厨房ファンルーム）
延床面積 8,087,249 m² 保育所使用延床面積 707.04 m²
※本施設は、板橋区大規模建築物等指導要綱に基づく協議により、板橋区が東京都住宅供給公社から土地・建物を無償で貸与された施設。

3 事業内容

- (1) 保育事業の運営に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他区長が必要と認める業務

4 評価概要

- (1) 目的
板橋区立こぶし保育園の管理運営を行う指定管理者の業務に関し、効率的な運営やサービス水準の維持・向上、利用者の安全対策など、指定管理者制度導入目的等に則り適切に運営されているかをモニタリングし、客観的に評価・検証を行い、その結果を施設の管理運営に反映させていくため実施するものである。
- (2) 評価者
板橋区立こぶし保育園指定管理者評価委員会
- (3) 評価委員の構成
4名（外部委員2名、内部委員2名）
保育・幼児教育に関する学識経験者、板橋区民生・児童委員、板橋区子ども家庭部長、板橋区子ども家庭部保育運営課長
- (4) 財務状況及び労働条件点検
指定管理者法人の施設従業員の労働条件については、外部専門家に委託し、点検結果を基に、評価委員会で評価を行った。
なお、指定管理者が福祉サービス第三者評価を受けているため、指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針により、財務状況点検を省略する。

【労働条件点検】

委託先 東京都社会保険労務士会板橋支部

実施日 令和5年8月29日（火）於：板橋区立こぶし保育園

実施内容 書類審査、指定管理者ヒアリング及び従業員面接（5段階評価及び所見）

（5）評価委員会の開催

令和5年10月5日（木）午前9時から

於：蓮根地域センター、板橋区立こぶし保育園（現地調査及びヒアリング実施場所）

資料説明、評価基準・評価シートの作成、書類審査、現地調査及びヒアリング、各委員の評価に基づく総合評価の協議・決定

5 評価項目

- （1）施設の経営方針に関する事項
- （2）行動規範に関する事項
- （3）管理体制に関する事項
- （4）管理活動に関する事項
- （5）業務改善に関する事項

6 評価方法

評価基準及び評価シートを作成し、事業報告の内容審査、利用者アンケート調査結果の内容審査、指定管理者施設従業員の労働条件審査、現地調査及びヒアリング等により各委員が評価項目ごとに5段階で採点・評価を行い、各委員の採点の合計により総合評価とする。

【評価項目ごとの個別評価の目安（評価点数）】

- 5点 特に優れている
- 4点 優れている
- 3点 適正である
- 2点 更に努力が必要である
- 1点 改善すべき点がある

【総合評価基準（評価委員4人の評価点数を合計し、満点を540点とする。）】

特に優れている	合計 486 点以上（540 点満点の 9 割以上）
優れている	合計 432 点以上（540 点満点の 8 割以上）
適正である	合計 324 点以上（540 点満点の 6 割以上）
更に努力が必要である（改善努力の要請）	合計 216 点以上（540 点満点の 4 割以上）
改善すべき点がある（必要な措置）	合計 215 点以下（540 点満点の 4 割未満）

7 評価結果

適正である（540 点満点中 360 点、66.7%）

※ 詳細については、別紙のとおりとする。